

## 第22回秋田家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成27年6月30日（火）午後1時30分～午後3時30分

### 2 場所

秋田家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

秋山尚子，大友徳章，面山恭子，柏木良太，門脇琢也，小棚木均，坂口公一

（説明者）

板橋秀樹首席家庭裁判所調査官，堀真由子家庭裁判所調査官，加藤樹里書記官，鈴木義弘地裁総務課長

（事務局）

中野徹哉事務局長，内山崇事務局次長，伊藤茂勝首席書記官，鈴木義弘地裁総務課長，星歩地裁総務課庶務係長，佐々木秀也秋田検察審査会事務局長

### 4 議事

（1）開会宣言

（2）委員長挨拶

（3）新任委員の紹介及び挨拶

（4）協議

ア 議題「電話会議システムを利用した調停手続について」

（ア）基調説明

加藤書記官が電話会議システムを利用した調停手続の概要，利用状況等について説明した。

（イ）意見交換

別紙の1のとおり

イ 議題「面会交流について」

(ア) 基調説明

板橋首席家庭裁判所調査官及び堀家庭裁判所調査官が，面会交流の実情や秋田家庭裁判所での取組について説明した。

(イ) 意見交換

別紙の2のとおり

(5) 利用者アンケートについて

鈴木地裁総務課長が，平成26年1月から12月までの利用者アンケートの実施状況等について説明した。

(6) 次回期日及び次回議題

追って調整する。

(7) 閉会宣言

(別紙)

## 意見交換

(以下、◎は委員長、○は委員、△は説明者の各発言)

### 1 電話会議システムを利用した調停手続について（議事概要4の（4）のアの（イ））

○ 電話会議システムは、離婚や離縁の調停成立の際は利用できないということだが、離婚や離縁の調停期日が複数回にわたる場合にも利用することはできないのか。

△ 要件を満たした場合、事情聴取や条件交渉等の期日で用いることはできる。電話会議システムを利用して行われた期日で調停が成立しそうな場合には、意思確認をするための期日をもう1期日設けて成立させることになる。又は、調停に代わる審判という形で終了させることもある。

◎ 協議離婚の場合、夫婦が話し合った上で離婚届を役所に提出すれば離婚が成立するが、離婚調停の手続を取った場合、原則は、調停手続の中で当事者双方が合意した内容を調停調書に記載して成立する。ただし、電話を介している場合は意思確認が十分とはいえないというのが立法の趣旨であり、調停成立により重要な身分関係を形成することになる離婚や離縁については、電話会議システムを使って調停を成立させることはできないということになっている。その代わりに、調停に代わる審判という、裁判官が審判書を出してそれを当事者双方に送達し、異議の申立てがなく一定の期間が経過すると審判書の内容が有効になるという手続により事件を終了させることもある。

○ 「遠隔地」の概念を教えてください。秋田家庭裁判所の管轄以外は遠隔地ということか。例えば、大館に住んでいる人は遠隔地に住んでいるということになるのか。

△ 距離のみで遠隔地だと決めるわけではなく、その他の事情を実質的に判断して、調停委員会が決めることになる。

- ◎ 調停委員会というのは、調停委員2名、裁判官1名で組織されるもので、調停委員会でいろいろなことを決めながら調停手続を進めていくことになる。
- 電話会議システムが利用できる場合として、入院中や病気療養中ということが挙げられていたが、病院内では動けるが、調停期日に出頭できないような場合は、電話会議システムは利用できるのか教えていただきたい。
- △ 非公開性が担保されていて、本人確認がきちんとできる状況であれば、電話会議システムの利用が考えられる事案だと思う。しかし、そのような事案を実際に経験したことはない。
- 電話会議システムを利用した期日で、メモを取ることは可能なのか。そのメモの有効性についてはどうか。例えば次回の調停期日で、メモに基づいて相手方の発言が前回とは異なることを指摘することはできるのか。
- △ メモを取ることもメモに基づいて発言することも、こちらが制限することではない。
- メモを取ることは構わないのに、なぜ録音してはいけないのか。
- ◎ 基本的に、裁判所内での録音は禁止されているし、調停手続は非公開の手続なので、録音することにより外部への情報流出のおそれが高まるからだと考える。
- 電話会議システムが利用できるようになり、調停手続が利用しやすくなったと感じているところであるが、例えば遠方に調停手続を申し立てなければならぬ方が手続案内に来た場合、電話会議システムについてどのように説明しているのか教えていただきたい。
- △ 手続案内にいらした方から、「遠方なので調停を申し立てた裁判所に行くことができない。何か方法はないか。」などと話があった場合に、電話会議システムを使った調停手続がありますと案内している。電話会議システム利用のために当事者が最寄りの裁判所である秋田家庭裁判所に出頭したとい

う事案は、平成26年と27年にはなかったが、それ以前はあったと聞いている。そのような場合には、受付にみえた当事者を調停室に案内し、必要に応じて職員が付き添うという対応をすることになると思う。

○ 遺産分割の調停が増えているという説明があったが、電話会議システムの利用が増えているということと比例しているのか。

◎ 様々な内容の調停事件があり、その中で、電話会議システムの利用要件に合う場合は利用するということになる。遺産分割調停の増加が電話会議システムの利用増加と単純に比例しているかどうかははっきりとは分からない。

○ テレビ会議システムと電話会議システムの利用要件は違うのか。

△ 法律の条文は同じなので、要件は一緒である。

◎ テレビ会議システムは、平成9年から導入が開始され、全国の地方裁判所本庁には1台ずつ整備されている。電話会議システムに比べて情報量が圧倒的に多いという点で使い勝手が良く、今後はテレビ会議システムの利用が増えていくのではないかと考えているが、秋田では管内支部には設置されていない。電話会議システムについては、家庭裁判所には平成25年から導入が開始されたが、先に民事訴訟手続において平成4年頃から導入が開始されている。

○ 検察庁ではテレビ会議システムが本庁だけでなく支部にも整備されているので、秋田地方検察庁でも管内各支部とテレビ会議システムを利用して会議を行うことがある。

△ テレビ会議システムの通信料については、地方裁判所の証人尋問手続等で利用した場合、当事者負担になることもあるが、家庭裁判所の手続では、当事者負担となることはない。電話会議システムの通信料については、地方裁判所及び家庭裁判所どちらの場合にも当事者負担にはならない。

## 2 面会交流について（議事概要4の（4）のイの（イ））

○ 面会交流調停事件の推移というグラフがあったが、離婚が増えているから

面会交流調停事件が増えているのか、離婚も増えてきているが、子どもに会わせたくないという親が増えているから面会交流調停事件が増えてきているのかどちらなのか。

△ 離婚も増えているが、面会交流の問題も増えているという印象である。ただし、子どもに会わせたくないということで問題が増えているということではなく、離れて暮らしている親が子どもに会いたいという気持ちが強くなってきているという印象である。

◎ そのような社会的な動きを反映して、離婚する際は面会交流や養育費のことも話し合わなければならないと法律が改正され、それらの協議が調わないときは、裁判所に調停や審判を求めることができるのだと理解する人が増えてきたという社会的な流れが、面会交流調停事件の増加につながっているように感じる。

○ これまでは、子どもと離れて暮らしている親が子どもに会いたいとはなかなか言いづらい世の中だったのが、権利として強く主張できるような世の中になってきたのかなと思っている。

○ 法律が改正されたことによって、離婚の届出をする際に何か変わったことはあるのか。

△ 離婚届出用紙に子の面会交流と養育費について話し合ったかのチェック欄が設けられた。ただし、チェックがないからといって、離婚届出を受理しないということではない。

◎ 面会交流についてのDVDを見ていただいたが、望ましい対応例はとても感動的なものであった。実情はどうか。

△ このDVDを当事者の方に見ていただき感想を伺うと、このようにうまくはいっていないという方が多い。その場合には、これは理想的な対応であって、このような望ましい対応に近づけていくことが大切なのだと説明している。

○ 子どもと一緒に暮らしている親が新しい家庭を持った場合、離れて暮らし

ている親との面会交流の際に揉めたりはしないのか。

△ そのようなケースは一定程度あり、離れて暮らしている親が、再婚している家庭の自分の子に会いたいというケースである。そのような事案はやはり揉めることが多い。しかし再婚したからといって実の親に子どもを会わせなくていいということにはならないので、調停委員会で調整を図ったり調査官が子どもの気持ちを聞いたりして対応することになる。ただ少しずつではあるが、離婚後に離れて暮らしている親に子どもを会わせるのは当たり前だという雰囲気が出つつあるのではないかと感じている。自分が再婚しても、離れて暮らしている親に子どもを会わせるべきだと考えている方もいる。実際にあったケースでは、子どもと一緒に暮らしている母親の再婚相手と離れて暮らしている実の父親とを呼び方で区別して、うまく対応している家庭もあった。

◎ 児童室での試行的面会交流について何かエピソードの紹介をお願いしたい。

△ 別居してから長い間会っていない父親と子との面会交流の事案を紹介したい。初めは母親も面会交流は無理なのではないかと思っている事案だったが、実際に児童室で面会交流を行ってみると、予想に反し、父親と子が仲良く交流することができた。児童室という守られた環境の中であればしっかりと交流を図ることができ、今後当事者同士で面会交流を続けていくことができるのだと実感した。

△ 急激に面会交流の事件数が増加し、調停が一、二回の期日では終わらずに1年程度長引くものもままある状態である。秋田家庭裁判所では、面会交流を禁止・制限すべき事由がなければ、面会交流の円滑な実施に向けた審理、調整を図るという考え方で進めているが、このような考え方についてご意見があれば伺いたい。

○ 行政の話になるが、これまでは当事者間で解決していた問題でも、行政機

関を頼り間に入ってもらいたいという傾向が生まれてきていると常々感じている。本来であれば、子どものために両親が協力してやっていけばいいのだろうが、最初の一步はなかなか難しいところでもあり、裁判所に間に入ってほしいと考えるのは、行政機関に対する思いと同じなのかなと思う。しかし、最初の一步は別として、よほどこじれた関係でない限りは、本人たちで解決して行ってほしいとも思う。

○ 仕事上扱う事案がDV被害や保護命令が発令されたケースが多く、被害者である母親と一緒に住んでいる子どもに、加害者である父親が面会を望むということがあるが、子どもにとって、加害者である父親との面会交流がどの程度必要なものなのか考えてしまう。

△ そのような事案の場合、子どもと父親を会わせることがいいかどうかについてはとても難しい問題であると考えるが、子どもにとって一番かわいそうな事は、父親に対してマイナスなイメージを持つことだと思うので、間接的な交流をとおして父親に対するイメージを良くしていき、将来的には直接会ったりできるようになればいいと考える。

◎ 間接的な交流というのは、手紙やメールを送ったり、電話で話したり、学校の生活状況について監護親から定期的に報告を受けたりするという交流の方法で、それらをとおして非監護親と子どもの関係を改善していくというものであるが、保護命令発令から間もないような場合は、直接的な面会交流は行わないというのが大前提になる。

○ 弁護士として、監護親や非監護親から依頼を受けることがあるが、依頼者から複雑な感情や思いを訴えられるため、面会交流の事案は非常に難しいと感じている。監護親の中には、非監護親に会わせること自体が子どもにとって不幸であると言う方もおり、その方に対し面会交流をしなければならぬと説得することは困難を伴うが、面会交流について裁判所の基本的な考え方がしっかりしているので、最終的にそれを説明することもある。

相手方と直接的に会いたくない、連絡を取りたくないという方も多いので、先ほど説明のあった市町村の子ども預かり事業などへの協力要請についてももう少し詳しく説明していただきたい。

△ 具体的には、監護親が子どもを施設に預けて、時間差で施設に非監護親が迎えに来て、また約束の時間までに施設へ子どもを返すという利用の仕方である。聞いたところでは、秋田家庭裁判所の事件と関係があるかどうかは分からないが、実際にそういった施設を利用して面会交流を行っている方がいるようである。

○ 被疑者がDVの加害者側であるということがあがるが、夫婦間の言い争いの延長で妻を殴ってしまったような場合でも、その後離婚したら、子どもとの面会交流はなかなか難しくなるものなのか。被疑者から子どもに会えるかどうか聞かれた際の参考のために教えていただきたい。

また、面会交流を実施していない子どもは自己肯定感が低いということだったが、犯罪をしやすいというデータがあるのか伺いたい。そういうデータがあるのであれば、少年事件を担当した際に、面会交流を促していくという方法も考えられるのではないかと思っている。

△ まず、DV加害者だから必ず面会交流を禁止するというようには考えていない。子どもに対しても暴力をふるっていたという場合は論外であるが、夫婦間で暴力があっても子どもに対しては優しい父親だったという事案もある。状況を見てケースバイケースで考えることになる。ただし、母親が直接父親のところに子どもを連れて行くということはできないので、子どもの受渡しに工夫が必要になると思う。

次に、面会交流をしていない子どもは非行に陥りやすいかどうかについてだが、面会交流の効果についての調査はなかなか難しく、先ほど説明した日本の研究も、大学生にアンケートを実施したというものであり、非行のあるなしと面会交流の実施との関連を調査するには事例が少ないと言わざるを得

ない。ただ全体として見た場合、両親の双方から見守られていて、自己肯定感が高い子どもは、非行に陥ったとしても、非行からの立ち直りは早いと考える。

- 面会交流を禁止・制限すべき事由についての説明で、将来的に実施する方策の検討という話があったが、もう少し詳しく説明していただきたい。
- △ 子どもが非監護親に会いたくないと言っているような場合に、例えば手紙を用いた間接的な交流を重ねることで、子どもの気持ちを和らげていくのはどうかというように、今後に向けての方策を検討するということである。
- ◎ 直接的な面会交流を行うことが困難な事情がある場合には、間接的な交流を行うことになるが、その際に、直接的な面会交流に向けて今後の課題や構想を練り上げるということが、「将来的に実施する方策の検討」ということになる。